

本リリースは、普通社債（＝SB）を保有している方用のリリースです。

エルピーダメモリ株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

エルピーダメモリ株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

エルピーダメモリ株式会社第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

標記の**普通社債（＝SB）**に関する債権者 各位

平成25年3月18日

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

更生計画認可決定後における債権譲渡等に関するお知らせ

（SB保有者用）

第1 はじめに（更生計画認可決定について）

1 更生計画認可

弊社は、弊社ウェブサイトに掲載している平成25年2月28日付け「更生計画認可決定のお知らせ」のとおり、平成25年2月28日に東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受けました。

2 更生計画認可に伴う効果（債権譲渡に際し要する手続を含む）

更生計画の認可により、社債権者の皆様が同日時点で保有している債権額を基準として、更生計画に従い、17.4%の確定額弁済と追加弁済及び残額の免除が行われ

ることになります。

そして、弊社が発行する本書冒頭に記載した普通社債（ＳＢ）に関する更生債権（以下「本件普通社債」といいます。）は、更生計画認可決定日に会社法上の「社債」から民法上の「指名債権」となり、その結果、更生計画認可日以降の本件普通社債の譲渡に際しては、民法上の指名債権譲渡の方法（民法４６７条による弊社（エルピーダメモリ）への通知）による必要があります¹。

そこで、更生計画認可決定日（平成 25 年 2 月 28 日）以降の本件普通社債（元本、利息又は遅延損害金）の譲渡の際には、下記第 2 の要領に基づき、証拠書類等を下記第 3 の弊社宛までご郵送くださいますよう、お願い申し上げます。

第 2 更生計画認可決定日後における債権譲渡の際にご郵送いただく証拠書類等

1 債権譲渡通知

譲渡人から、内容証明郵便等、確定日付のある証書により債権譲渡通知を行ってください。債権譲渡通知の書式は、別紙ＳＢ-1をご参照ください。

2 届出名義変更届出書及びその添付書類

譲渡人と譲受人の連名の届出名義変更届出書書式（別紙ＳＢ-2）にご記入の上、以下の書類を添付してください。

¹ ＳＢについては、株式会社証券保管振替機構における取扱いは形式的には継続しており、振替口座簿の記録等も存続してはいますが、債権譲渡の際には、振替手続ではなく、指名債権譲渡の方法による必要があります。なお、ＳＢの振替口座簿の記録について、株式会社証券保管振替機構では以下のように取り扱うこととしています。『加入者（社債権者）は、保有する全額分について、例えば再生計画に基づく全ての弁済金を受領した日等の当該銘柄を抹消するための対価を受領した日以降を抹消日として、抹消手続を行ってください。なお、上記は、一般的な取扱いを例示したものであり、これと異なる取扱いを妨げるものではありません。（証券保管振替）機構が、加入者（社債権者）に対して、抹消日等を案内することはありませんので、加入者（社債権者）における判断のもと、抹消手続を行ってください。』（「社債等に係る期限の利益の喪失又は支払遅延が発生した銘柄の抹消手続について」保振社投 2 1 第 1 2 0 号 平成 2 1 年 5 月 2 5 日 <http://www.jasdec.com/system/sb/use/whole.html>）

これに対し、弊社が発行する新株予約権付社債（ＣＢ）については、認可決定日後、そもそも、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする振替社債としての取扱いが終了し、振替口座簿の記録等は抹消されています。このように、ＳＢとＣＢとでは取扱いが異なりますので、ご注意ください。

- (i) **更生債権譲渡証書の写し**（債権譲渡契約書等の債権譲渡を証する書面²）
- (ii) **譲受人が法人の場合には代表者の資格証明書の写し**（商業登記簿謄本等）

3 振込先指定書

譲受人は、**振込先指定書の書式（別紙S B-3）**に必要事項を記載の上、ご郵送ください。振込先指定書で指定頂いた口座に振り込むことにより更生計画に基づく弁済を行います。

第3 郵送先

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室S B係
電話番号 0120-22-3995（平日午前9時～午後5時30分）
FAX 03-3281-1726

上記第2の証拠書類等全てを弊社にご郵送いただいたことを確認できた後に、更生計画に基づく弁済をさせていただきますので、これらの書類をご郵送いただくタイミングによっては、弁済を受ける時期が遅れ得ることにご留意ください。

なお、本件普通社債を現に保有されている皆様が当該本件普通社債を譲渡される場合には、本件普通社債の取得を検討されている方に以上の点をお伝えくださいますようお願い申し上げます。

以 上

² 譲渡人と譲受人それぞれの、譲渡日前日と譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書（27条証明書）は、更生債権譲渡証書にはなりませんのでご注意ください。